

令和5年第4回太地町議会臨時会会議録

○開会期日 令和5年9月29日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	7番 三原勝利君
8番 筋師光博君	9番 花村計君
10番 水谷育生君	11番 福田忠由君

欠席議員（0名）

なし

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総括課長 久保亨一君
総務課長 由谷陽久君	住民福祉課長 下津公広君
住民福祉課企画員 稲藪江美君	産業建設課長 山下真一君
産業建設課主査 井上正哉君	教育長 宇佐川彰男君
教育次長 漁野文俊君	

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第37号 令和5年度太地町一般会計補正予算（第5号）

△開 会 午前9時00分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。筋師委員長。

○8番（筋師光博君）

報告いたします。本日9月29日、午前8時30分より議会運営委員会を開催し、令和5年第4回太地町議会臨時会運営について審議いたしました。会期は、本日1日とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおります。なお、本日、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行います。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達していますので、令和5年第4回太地町議会臨時会は成立しました。ただいまから、令和5年第4回太地町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおります。

△日程第1 会期の決定

○議長（福田忠由君）

日程第1 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおります。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（福田忠由君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、森岡茂夫君及び3番、海野好詔君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（福田忠由君）

諸般の報告をいたします。本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しています。本臨時会に付議されております議件は、令

和5年度太地町一般会計補正予算（第5号）1件です。これで諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（福田忠由君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。令和5年第4回太地町議会臨時会開催に当たり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今臨時会に提案いたしました案件は、一般会計に係る補正予算1件であります。詳細につきましては、担当者より説明いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 議案第37号

○議長（福田忠由君）

日程第4 議案第37号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、3,000万円を追加し、予算総額を36億282万7,000円とするものです。第1条にその旨、規定しております。このたびの補正は、清掃センターに資源ごみの分別回収場を建設するための基本設計業務委託料の計上です。計上額は3,000万円です。清掃センターの資源ごみ分別回収場の建設のための費用であることから、太地町塵芥処理場建設資金基金を取り崩し財源といたします。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

まず、6ページのこの基金の残高を教えてください。それから、今回の基本設計業務のそもその目的を教えてください。それから、基本設計に入るということなんですが、ここに金額が示されてるということは、もう施設の規模だとか構造、それから予定額等があら

かた設定されてると思いますので、それも教えてください。それから、基本設計業務が3,000万というのは非常に高額、これに後、実施設計、監理業務とか入ってくると思うんですが、この基本設計が高額なその理由を教えてください。それから竣工までのスケジュール、今どういうふうに予定しているのか、以上、教えてください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

基金の残高ですけれども、2億8,706万8,000円となっております。今回の業務委託の理由なんですけれども、こちらにつきましては、旧焼却場が昭和52年に整備いたしました、こちら約24年8か月稼働しておりました。こちらのほうが、今年度に入りまして壁の一部が落下、建物の一部、倒壊の危険性も高まりましたので、こちら撤去をしていく、検討していく中で、こちらの跡地利用に向けた設計を行いたく予算計上させていただいております。規模につきましては、これから検討を進めていきたいと考えております。こちらの金額なんですけれども、こちら跡地利用、後、解体と事前調査といたしまして、こちら長年焼却してきておりました関係でダイオキシンの調査、後、昭和の建物になりますので、こちらのアスベストの調査等も行います。ですので、こちら見積もりとったところこの額となっております。予定につきましては、令和6年度に実施設計を行いまして、6年度中に事業を開始できればと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今、基本設計業務の金額に関してはお答えはなかったんですけど、これ、今、国土交通省のほうでこういう施設設計する場合のガイドラインが出てますが、それは今は、昔の場合は何億から何億の建物は何パーセントとか、そういう算出方法だったんですけど、今は平米数プラス施設の種類、これで算出することになってるのであらかたの平米数は決まってるんじゃないでしょうか。それから、先ほど既存施設の壁が一部落下して倒壊の恐れもあるということで、それは今近づかないようにバリアがしてある、ちょっと一段高いところですか、それとも本体、今作業中のところも危険なんじゃないでしょうか。以上、2点教えてください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

このたび整備するところにつきましては、旧建屋、焼却をしておりました、建物面積で言いますとだいたい528平米の建物を撤去し、その後、跡地を利用してということで考えて

おります。危険となっている建物なんですけれども、こちらはちょうど立ち入り禁止をしております、まちのほうから来ると手前に建っているところの建物が一部壁が落ちたりとかということで、今回の検討となっております。算出方法につきましては、先ほど申しましたとおり3点、事前調査と建物の撤去と整備というところで、今この規模につきましては、今後の検討になるんですけれども、そちらの基本的な考えをまとめるというところで、その業務に対してこの額ということで見積もりを受けておる次第でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

7ページなんですけれども、これ資源ごみ分別回収場整備工事基本設計業務委託料ということになってるんですけれども、これを読む限り、新しい施設をつくるための設計というように捉えられやんかなと思うんですね。多分、壊すのに相当いろいろなものがあると思うんです。僕は壊すのに基本設計を引くのかなというように考えたんですけれども、今の説明では3点ということなんですよね。だから、そこら辺で壊すのが本来の目的なのか、壊すのが目的であって、付帯として分別をしていくやつをつくっていくのかというように、どちらかなのかちょっと分かりづらいんですけれども、そこら辺どうなんでしょう。あれはもう壊したほうが私はいいと思うんですけど、そこら辺ちょっと説明してください。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

海野議員言われたようなことなんですけれども、一応、先ほど下津のほうから事前調査とか、それから解体工事、建設部分の調査費ということで、文言としてはこのような形になっております。海野議員ならよくご案内のとおり、一応これに関して補助金を、一応補助金とか起債とか、もしいけるのであれば、我がまちにとって有利なことで進めたいなと思っております。ですから、本来これが壊すのが目的とか、なかなかちょっと言いづらいようなところもございまして、そのようなことをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

分かりました。私も恐らくそれをくっつけて、財源の確保に努めるのかなというような気がしたんですけど、分かりました。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

旧焼却場の使用をやめたのは昭和何年、平成ですか、いつやったのかちょっと教えてください。それから僕、これ初めて条例見たんですけども、太地町塵芥処理場建設資金基金条例というのを見たんですけど、設置の目的、積立て、管理、運用益金の処理、委任というのが書かれておるんですけども、これ、どういうときに利用できるのか、どういうときに取り崩しするのかというのがちょっと分らないんですけども、建設資金なんでね、こういうことに使えるのかなと僕思うんですけど、その辺ちょっと説明してください。どのようなときに使えるかというのが書かれてないんで、その辺ちょっとすいませんけど、お願いします。それから、委託料なんですけども、これ一般競争入札にするのか、指名競争入札にするのか、それとも見積もり入札にするのか、どういう入札するのか教えてほしいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

古い建屋の使用年数なんですけれども、焼却のほうは平成14年の11月まで使用しておりました。その後は資源ごみ等を一時保管、分別というところで使用してたんですけども、こちら令和の初期、2年ぐらいにちょっと建物のほうの傷みが激しくなったということで、そちらのほうでの作業はとめております。3年からは、今の状況で立ち入りを禁止している状況にあります。こちらの入札方法につきましては、こちらの方はちょっと随意契約として進めさせていただきたいと思います。この設計の予算計上に至った経緯につきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり倒壊等の危険性があるということで、早急に取りかかりたいということでございます。時間が非常に限られている状況にございますので、今回は随意契約とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

基金条例において、取り崩しについての規定がない、こういった場合に使えるかどうかというようなご質問についてなんですが、この基金条例が、建設費の財源を積み立てるために設置するというので、建設費、塵芥処理場を建てるために貯金しますよということで、目的としてつくられておりますので、その目的規定をもって建てるためだからその財源とするということで読めるとこちらは考えております。これ、平成3年につくられてるんですが、いろいろ他の市町村の条例とか見ましたところ、昭和50年とか、そのぐらいの古い、この平成3年もそうですけど、それぐらいのところの条例というのが、この建設費の基金条例、建設するために基金をつくるんですということは、建設するために取り崩すというところ

ろで読めるということで、どういう場合におろせませつか、そういうことを規定していない条例と、きちっとこういうものにおろすためにおろしますという規定が混在しております。漁野議員が疑問に思われたようなことももっともだということで、そういうふうな流れが出てきたのか、この新しい条例、新しくつくられてる基金の条例には、その処分についての規定がある条例のほうが多くなってきております。ただ、例規の規定の仕方、例規のつくり方、それはその時代、その時代の流れというのがあります、この時代については読めるものはあえて規定しなくていいんじゃないかというような考え方と、規定しましょうという考え方が混在してて、それが最近、やはり規定しましょうという流れになってきてるのかなと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

随意契約ということは、もうどこやるというのは決まったあるんやね。決まってないですか、もし決まったら委託先教えてください。それと、やっぱりこの条例なんですけど、やっぱりどういうときに取り崩せるかというのを、やっぱり僕は入れといたほうがええように思うんですけどね。なんかこれ読んだら、太地町、焼却場をつくるための条例なんで、基金なんで、この条例からすると、新しい焼却場をつくるのにしか使えないというような僕は理解してるんで、これには使えないんじゃないかなと思たんですよ。当局は使えるんだということなんで、はっきりしといたほうが僕はええと思うんで、その辺また検討しておいてください。それから、この運用益金の処理というのがちょっと分らんなんですけど、何の運用をするのかなと思って、それはこの基金からしたら、基金の目的からしたら、ちょっとおかしいなと思うんですけど、この辺のこの運用益金の処理というのもちょっと教えてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

委託先につきましては、株式会社日産技術コンサルタントを考えております。現在、策定を進めております循環型社会形成推進地域計画のほうを請け負っていただいております。また、清掃センターのような類似施設に関する事業では、実績のある事業者となっております。また、清掃センターのごみ積み替え施設への変更に係る設計にも携わっていただいておりますので、本町の施設についても熟知していただいております事業者となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

基金の運用についてなんですが、基金第3条のほうに管理ということで、基金に属する現金は金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定されておりまして、単に貯金して持っとくよということではなくて、集めて貯金してる、持ってる現金を有利な方法で保管しなさいよというようなほうに規定されております。なので、本町としては、この最もかつ有利な方法というのは今の預金、貯金しておくことと考えておりますのでそのようにしているんですが、自治体によっては、債券運用ということで株式や有価証券や、そういうことを利用して、基金を増やしていくと、ちょっとでも増やしていくというような運用されてることもありますので、そういうことを規定しているものになります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ないですか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

随意契約というお話を聞いたんですけれども、専門的なこと等いろいろな経過があって随意契約はやむを得ない場合も僕もあると思うんです。ただ、そこら辺でその随意契約する場合に、向こうの言い値ばかりの値段じゃなくて、やはり、うちとしても基本的な金額というんですか、そこら辺を考慮しながら契約をしていただきたいというように思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

ご指摘の点、考慮して進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今朝の紀伊民報を見ると、分別ごみの再資源化が和歌山県がまた今回も47都道府県の中で最下位、これで相当あの最下位が続いております。その中でも、太地町は和歌山県の平均を上回ってるんですが、今回の基本設計業務にその再資源化の率を高めるといふ、そういうことも目的に入ってるのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

基本的な考え方、設計、これから検討していくんですけども、そういう資源化というところも含めて検討していきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第37号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。

△閉 会

○議長（福田忠由君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年第4回太地町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前9時24分

太地町議会議長 福田 忠由

太地町議会議員 森岡 茂夫

太地町議会議員 海野 好詔